

## 採用試験に関するQ & A

Q 1 受験資格の「実務経験」の対象となる職務とは、どのようなものですか？

A 1 「実務経験」は、会社員、派遣社員、自営業者、アルバイト、パートタイマー、公務員等の職務において、職種ごとに指定されている実務経験（埋蔵文化財発掘調査や発掘調査報告書作成に関する実務経験）を対象とします。

Q 2 契約社員や派遣社員の実務経験は、通算できますか？

A 2 契約先や派遣先として同じ事業所等に継続して2年以上勤務していれば、実務経験期間として通算できます。ただし、契約先や派遣先の事業所ごとの勤務期間が2年未満の期間は、実働期間が継続していたとしても実務経験に含めることはできません。

Q 3 系列の会社に出向した場合、出向前後の勤務期間は通算できますか？

A 3 職歴証明書等により、元の会社に籍を置いたままの出向であったことが証明できれば、元の会社での実務経験として通算できます。  
元の会社等を退職した扱いでの出向、転籍等の場合は通算できません。

Q 4 職歴証明書は、受験申込時に必要ですか？

A 4 受験申込時に、職歴証明書を準備していただく必要はありません。最終合格発表後、合格者には市が指定する様式で証明をしていただきます。なお、受験に必要な民間企業等での実務経験を欠いていることが明らかとなった場合には採用されません。

Q 5 過去に勤務していた会社が倒産して、最終合格後に職歴証明書の提出ができない場合、どうすればいいですか？

A 5 過去に勤務していた会社が倒産してしまった等のやむを得ない事情で職歴証明書の提出ができない場合は、雇用時の雇用契約等の書類や雇用保険受給資格者証等、職歴が証明できる書類を提出していただきます。  
これらの書類が提出できない場合、実務経験期間として通算できません。

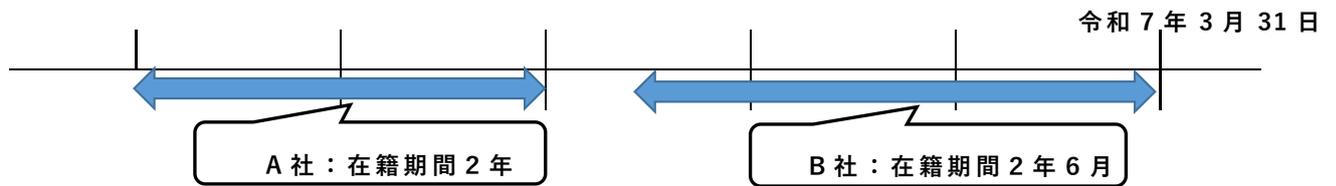
Q 6 実務経験年数の計算方法は、どのようなものですか？

- A 6 (1) 対象となる「通算3年以上」とできる期間の条件は、令和7年3月末までの間とします。
- (2) 同一の民間企業等で週30時間以上の勤務を2年以上継続し、令和7年3月末までの間に実務経験が3年以上であることを要します。
- (4) 1月未満の端数は、在籍期間15日以上であれば、1月とみなします。  
ただし、月の途中で転職をした場合で、両方の実務経験が在籍期間15日以上を満たす場合は、どちらか一方を1月と見なし、もう一方を切り捨てることとします
- (5) 大学院の修士課程を修了した者は、実務経験が2年以上であれば要件を満たすこととします。
- (6) 連続した1月以上の休業等の期間は、実務経験年数から差し引きます。
- (7) 同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴になります。

Q 7 「通算3年以上の実務経験」は、どのような場合が該当しますか？

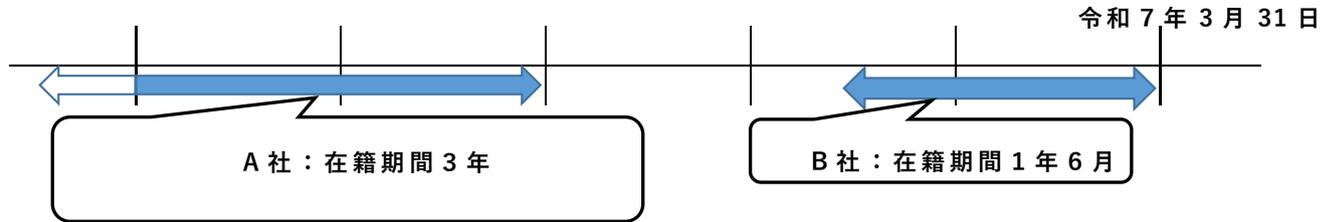
A 7 認められるケース、認められないケースの例は、次のとおりです。

(ケース1)



⇒通算して4年6月となるので、「3年以上」の要件を満たします。

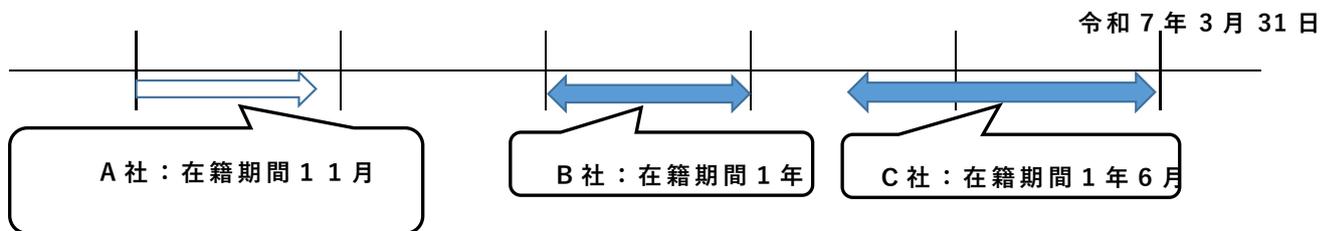
(ケース2)



A社については、令和3年4月1日以降の2年のみ通算できます。

⇒しかし、B社は1年6月（2年未満）なので通算は出来ず、「3年以上」の要件を満たしません。

(ケース3)



⇒2年以上在籍した実績がないため、「3年以上」の要件を満たしません。